

大和警察署管内安全運転管理者会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大和警察署管内安全運転管理者会が行う事業活動に要する経費の一部を補助金として交付することで、管内の安全運転管理者が相互に協調連携し、自動車運転者が交通道德の高揚を図ることで、交通事故防止に寄与することを目的とし、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬市規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助金交付の対象経費は、大和警察署管内安全運転管理者会の事業活動に要する経費とし、次に掲げるものを除く。

- (1) 交際又は事務処理にかかる経費等で団体の組織維持（構成員の加入登録及び上部団体への分担金等を含む。）及び運営（財産の維持管理費を含む。）に要する経費。
- (2) 親睦又は慰労及び慶弔又は顕彰にかかる経費等で構成員等の直接的な利益に帰する経費。
- (3) その他補助目的を達成することが困難であると認められる経費。

(補助額)

第3条 補助額は、年額とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(交付決定通知書)

第4条 規則第7条の交付決定通知書の方法は、補助金交付決定通知書（第1号様式）で通知するものとする。

(申請の取下げ)

第5条 規則第8条第1項規定する市長の定める期日は、交付決定通知日から15日以内とする。

(計画変更手続)

第6条 規則第6条各号の規定に該当する場合は、補助事業等変更申請書（第2号様式）を市長に提出するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第12条に規定する市長の定める期日は、事業の完了日、又は市の会計年度の終了日から60日以内で、いずれか早い期日とする。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。